



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- 899 危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施 (消防保安課) 1
- 900 生活保護法による指定医療機関の辞退 (福祉保健総務課) 2
- 901 生活保護法による医療機関の指定 (") 3
- 902 生活保護法による指定介護機関の廃止 (") 3

○ 公安委員会告示

- 31 駐車監視員資格者講習の実施 3

告 示

和歌山県告示第899号

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習(以下「危険物取扱者保安講習」という。)を、和歌山県危険物安全協会に委託して次のとおり実施する。

平成25年7月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 講習の種類

消防法第13条の23の規定による危険物取扱者保安講習

2 講習の日時及び場所

講習の日時及び場所は次のとおりとし、受講者は受講申請の際希望する日を指定することができる。

地域	講習種別	講習日	講習時間	講習場所	
				会場名	所在地
有田	1	平成25年10月3日	午前9時30分から	有田市文化福祉センター	有田市箕島27
	2	平成25年10月3日	午後1時30分から	同上	同上
	3	平成25年10月4日	午前9時30分から	同上	同上
和歌山	1	平成25年10月8日	午前9時30分から	和歌山県勤労福祉会館(プラザホープ)	和歌山市北出島一丁目5番47号
	2	平成25年10月8日	午後1時30分から	同上	同上
	3	平成25年10月9日	午前9時30分から	同上	同上
	1	平成25年10月9日	午後1時30分から	同上	同上
	2	平成25年10月10日	午前9時30分から	同上	同上
	3	平成25年10月10日	午後1時30分から	同上	同上

	2	平成25年10月11日	午前9時30分から	同上	同上
田 辺	1	平成25年10月17日	午前9時30分から	紀南文化会館	田辺市新屋敷町1番地
	3	平成25年10月17日	午後1時30分から	同上	同上
那智勝浦	1	平成25年10月18日	午前9時30分から	那智勝浦町体育文化会館	東牟婁郡那智勝浦町天満44-1-8
	3	平成25年10月18日	午後1時30分から	同上	同上

(注) 講習種別の番号は、次の区分による。

- 1 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習
- 2 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設（1に該当する危険物施設を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習
- 3 1及び2に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習

3 受講手続及び受講手数料

受講申請書に所定の事項を記入の上、和歌山県証紙4,700円を貼り付け、次項の受付期間中に受付場所へ提出すること。

4 受講申請書の受付期間及び受付場所

受講申請書は、平成25年8月26日（月）から同月30日（金）までの間に和歌山県危険物安全協会又は各振興局地域振興部総務県民課（海草振興局を除く。）において受け付ける。

5 受講対象者

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第58条の14第1項に規定する危険物取扱者

6 講習科目及び時間

- (1) 危険物関係法令に関する事項 1時間
- (2) 危険物の火災予防に関する事項 2時間

7 その他詳細については、和歌山県危険物安全協会及び総務部危機管理局消防保安課に問い合わせること。

和歌山県危険物安全協会 電話番号 073-425-3556

総務部危機管理局消防保安課 電話番号 073-441-2263

和歌山県告示第900号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から辞退の届出があったので、次のとおり告示する。

平成25年7月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
東歯 35-25	もみの木歯科医院	東牟婁郡那智勝浦町天満1730-47	平成 25. 5. 1

和歌山県告示第901号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年7月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
橋齒 44-25	本田歯科医院	橋本市胡麻生700	平成 25.6.19

和歌山県告示第902号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成25年7月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

届出者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指定事業所の 名 称	指定事業所の 所 在 地	サービスの種類	廃 止 年 月 日
有限会社ライフケア しあわせ	御坊市藪269番地	有限会社ライフケア しあわせ	御坊市藪269番地	訪問介護・介護予 防訪問介護・居宅 介護支援事業	平成 23.4.30

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第31号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イに規定する講習（以下「駐車監視員資格者講習」という。）を次のとおり実施する。

平成25年7月16日

和歌山県公安委員会委員長 片山博臣

1 駐車監視員資格者講習の実施日時、実施場所及び受講定員

(1) 実施日時

講 習 1 日 目	平成25年8月26日（月）午前9時30分から午後6時まで （受付時間 午前9時から午前9時30分まで）
講 習 2 日 目	平成25年8月27日（火）午前9時30分から午後6時まで （受付時間 午前9時から午前9時30分まで）
修 了 考 査	平成25年9月3日（火）午前9時30分から午前10時30分まで （受付時間 午前9時から午前9時20分まで）

(2) 実施場所

ア 講習（1日目及び2日目）

和歌山市手平二丁目1番2号

和歌山ビッグ愛 5階504会議室

イ 修了考査

和歌山市手平二丁目1番2号

和歌山ビッグ愛 6階601会議室

(3) 受講定員

25人

2 受講手続に関する事項

(1) 申込みの方法

駐車監視員資格者講習を受講しようとする者(以下「申込者」という。)は、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を(3)に掲げる提出先を経由して和歌山県公安委員会に提出するものとする。

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書(写真(受講の申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。以下同じ。)を貼付したものに限り。以下「申込書」という。)

イ 駐車監視員資格者講習受講票(写真を貼付したものに限り。以下「受講票」という。)

ウ 運転免許証、在留カード、旅券(パスポート)等申込者が本人であることを証するものの写し

(2) 手続の流れ

ア 申込者は、申込書等を提出したのち、駐車監視員資格者講習の実施日時及び実施場所等を記載した駐車監視員資格者講習指定書(以下「講習指定書」という。)及び駐車監視員資格者講習手数料納付書(以下「納付書」という。)を受け取ること。

イ 駐車監視員資格者講習の1日目の講習場所受付において、講習手数料の額に相当する和歌山県証紙を貼付した納付書により講習手数料を納付し、講習指定書を提出した上で受講票を受け取ること。

(3) 申込書等の提出先

ア 申込者が和歌山県内に住所地を有する者の場合
申込者の住所地を管轄する警察署交通課

イ 申込者が和歌山県外に住所地を有する者の場合
和歌山県警察本部交通部交通指導課駐車違反取締センター

(4) 申込書等の提出時期

平成25年7月24日(水)から同年8月23日(金)までの間(和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日を除く。)の午前10時から午後5時までの間

(5) 講習手数料

ア 講習手数料の額は、19,000円とする。

イ 現金での納付は、受け付けない。

3 留意事項

(1) 郵送による申込みは、受け付けない。

(2) 受講定員に達した場合は、その時点で受付を締め切る。

(3) 駐車監視員資格者講習を2日間受講し、修了検査を受け、合格した者に対して、駐車監視員資格者講習修了証明書を郵送する。

4 問合せ先等

(1) 問合せ先

和歌山市西1番地 交通センター内

和歌山県警察本部交通部交通指導課駐車違反取締センター

電話番号 073-473-0356

(2) 申込書、受講票及び納付書の備付場所

和歌山県警察本部交通部交通指導課駐車違反取締センター及び和歌山県内の各警察署交通課